

[別紙2]

審査の結果の要旨

氏名 菅 正史

この論文は、地球環境問題を契機に諸国で関心が高まっている「サステイナブル都市」論を日本の都市計画システムの変容過程との関連付けを行い、それを通じてわが国におけるサステイナブル都市の実現に向けた課題について考察したものである。

本論では分析の枠組みを構築するにあたり、「都市計画の分散化」という概念を導入した。近代都市計画論に代表される都市計画の概念であった事前に全体的な将来像を確定する「統合型都市計画」の不備を補完するために、実際の都市計画では地区レベルのまちづくりや開発事業を受けた協議にもとづく都市計画等、個別の調整を通じて都市の計画を構築していく「分散型都市計画」が導入されている。さらに近年では、都市計画全体における分散型都市計画の担う役割が増加傾向にある「都市計画の分散化」が生じていることを論証している。

論文全体の導入部にあたる第1章では、サステイナブル都市論に関する論調整理を通じて、サステイナブル都市政策の概念が変化していることを示した。サステイナブル都市政策をめぐる議論は3つの段階に分類している。第1段階はサステイナブル都市の都市像に関する議論が行われ、環境負荷の現象などの社会的に好ましい都市像が議論され、コンパクトシティ等の提案がなされた時期である。第2段階では、第1段階で提起されたコンパクトシティ等の都市像に対する指摘がなされている。特に高密度化の功罪の議論などを通じて、バランス論としてのサステイナブル都市の考え方が提示された。そして第3段階では、好ましい都市像やその条件を事前に設定するという行為そのものの困難性が指摘され、分散型都市計画を通じてサステイナブル都市を実現する必要性が論じられている。

第2章から第4章では、日本で展開された分散型都市計画の事例を通じて、分散型都市計画の特性や、都市計画の分散化に関する考察を行っている。

第2章では日本の都市計画で導入された初期の分散型都市計画として、指導要綱行政による都市計画の分析を行い、分散型都市計画が生まれた背景やその特徴を明らかにしている。

第3章では、特定地域に例外的な特例措置を講じる「特区」制度、中でも都市計画分野の「都市型特区」の変遷の整理を通じて、都市計画の分散化過程を明らかにしている。

第4章では、産業クラスター政策を例に最近の分散型都市計画の特徴を明らかにした。本章では日本全国における産業クラスターの変化を通じて、日本の産業立地政策が抱える課題に関する考察を行っている。日本の産業政策では、個別産業の分散化には成功したが、巨大産業クラスターの生成や産業クラスターへの特定地域への集積という産業構造の変化の元で、産業の分散立地という本来の目的を達成できなかったことを明らかにした。

終章では以上の内容を受けて、以下のような結論をまとめている。

第1に、分散型都市計画は総合性の確保に課題を残しており、サステイナブル都市論は、都市計画の分散化に対するアンチテーゼとして、総合性の担保を迫った側面を持っていた。

第2に、都市計画の分散化要因として、当初地理的な要因に加えて時間的な要因からの分散化の要請がましつあり、これが現在の都市計画の分散化を引き起こす主要因となっていることを示した。

第3に、サステイナブル都市をめぐる議論や政策の変遷を見る限りでは、世界的に共有されたサステナビリティ理念を持ってしても、都市計画の分散化傾向に歯止めをかける一すなわち総合性を補完する統合型計画の役割を高める一ことに対して、現在のところは合意を得ることができていないことを示した。

以上の結論から、環境負荷の少ない都市の実現というサステイナブル都市の実現のためには、計画の時間的分散化を前提とした上で、分散型計画を通じた手法の検討が有効であると提言している。

本研究は、都市計画の分散化という概念を通じて近年の関連する政策を詳細に分析し、優れた学術的価値を有している。さらに、その分析を通じて今後の実践的課題についての有益な提言を行っている。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。